

公益財団法人 たばこ総合研究センター

2026 年度 研究助成募集要項

I 研究助成制度

1. 趣旨

本助成は、公益財団法人たばこ総合研究センター（以下「センター」という）の事業計画に基づき、たばこを始めとする嗜好品（嗜好品の定義については、以下を参照）に関する人文・社会科学の分野の研究を促進し、学術の振興に寄与することを目的とします。

※本助成における嗜好品とは、たばこ・酒・茶・コーヒーなどの「栄養摂取を目的とせず、香味や刺激などを得るための飲食物」を指します。

2. 研究助成の対象

以下のいずれかの研究領域による嗜好品に関する研究の申請に対し助成を行います。

- (1) 嗜好品（たばこ等）、あるいは嗜好品に関連する産業や企業に関する歴史・文化等の研究
- (2) 嗜好品（たばこ等）の摂取・利用が、人間の心理・行動・価値観・欲求・健康観・幸福感、あるいは社会に与える影響の研究
- (3) 上記(1)、(2)以外の人文科学・社会科学の分野における嗜好品に関する研究

<例>

- ・ 喫煙による労働生産性への効果についての研究
- ・ たばこに関する嗜む権利・自由をめぐる政治的・法的・倫理的研究
- ・ 加熱式たばこに関する心理学的・社会学的研究 等

3. 助成対象者

- (1) 日本国内の大学・研究機関・博物館等に所属する研究者（非常勤での在職者、大学院生も可）とします。
- (2) 研究助成申請者の所属機関が、助成金の受入れ、および管理を行う必要があります。
※申請する前に所属機関が助成金の受入先となるかどうかを確認してください。申請者の所属機関が、採択後に助成金の受入先になれないことが分かった場合、原則、採択を取り消します。
- (3) 申請者の国籍は問いませんが、報告書の作成や報告会等での発表、およびセンターからの日本語による問い合わせに対応できる日本語能力を持つことを条件とします。

4. 申請・審査・通知

- (1) 申請者は、所定の申請書（様式 2～3 および様式 4）に必要事項を記入し提出してください。なお、申請者が大学院生の場合は、指導教員による推薦書（様式 1）も併せて提出してください。
- (2) センターは、助成金の交付対象者（以下「助成研究者」という）および助成金額について、センターの研究審議会の意見を徴します。

- (3) 研究助成の採・否および助成金額は研究審議会の意見に基づき、センターの理事長が決定します。
- (4) センターは研究助成申請者に研究助成の採否の結果を文書により通知します。
- (5) 提出書類は原則としてお返ししません。
- (6) 本助成は、2年連続して受けることができません。2025年度の助成を受けている方の申請はご遠慮ください。

5. 助成金額と研究期間

助成金額は1件につき原則として50万円、75万円、100万円または150万円とし、研究テーマ、研究方法等に応じて決定します。年間の助成総額は原則として500万円とします。

研究期間は、原則として2026年4月1日から1年間とします。

6. 助成研究の報告等

助成研究者は、助成を受けるにあたって、以下の4点を満たすこととします。

- (1) 助成研究者は、研究の方向性や方法および進捗状況の確認のため、中間報告書をセンターに提出することとします。中間報告書の時期については、別途採択者にご連絡いたします。
- (2) 助成研究者は、助成研究の成果(本文(和)と要約版(和・英))を、研究期間終了後1ヶ月以内(2027年4月末日まで)にセンターに提出することとします。
- (3) 研究助成金の使途明細に関して、センターが別途定める期限までにセンターに提出することとします。
- (4) 助成研究者は、センターが開催する2026年度分の助成研究報告会(2027年8-9月実施予定)に出席し、成果内容を発表することとします。

7. 研究成果の帰属

研究の成果は特に定めない限り助成研究者に帰属するものとします。

8. 研究成果の公開

- (1) 助成研究の成果はセンターの助成研究報告書に収録し、国会図書館に納本され、一般の方々の閲覧が可能になります。
- (2) センターは、助成研究の成果(助成研究報告書)を当センターのホームページで公開します。
- (3) 助成研究の成果については、積極的に論文投稿や学会発表をお願いします。助成研究者が成果を学術誌等に発表する場合、センターの研究助成を受けた旨を明記してください。

(例示)

- ・本研究(の一部)は、公益財団法人たばこ総合研究センターの助成によりなされたものである。
- ・This work was supported (in part) by a grant from Tobacco Academic Studies Center.

- (4) 助成研究者が研究の成果を刊行物に掲載した場合、すみやかにその写しをセンターの理事長に提出してください。

9. その他

- (1) 助成研究者が助成金の交付の対象となっている研究に関し、やむを得ない事由により重要な変

- 更をしようとするとき、または研究を中止しようとするときは、研究計画変更願を提出し、センターの理事長の承認を得なければなりません。
- (2) センターの理事長は、助成研究者が次の各号の一に該当すると認めた場合、助成金の交付決定の取り消し、または助成金の返還を求めることができます。
- (ア) 助成研究者が死亡したとき
 - (イ) 助成金の交付による研究を中止したい旨の申し出があったとき
 - (ウ) 助成研究の成果（助成研究報告書の原稿）を提出期限までに提出できなかったとき
 - (エ) 助成研究報告会で発表できなかったとき
 - (オ) 助成金の不正受給、不正使用および研究上の不正行為が判明したとき
- (3) 採否の理由に関する照会には応じられません。
- (4) センターでは、本研究助成事業に関する情報提供、案内、連絡、提案等のほかに、関連する情報の提供等を行うことを目的として、提供された個人情報を使用します。上記以外の目的で個人情報を使用する場合には、本人に対しあらかじめ、その目的を明示、または公表します。センターでは、本人の個人情報を、法令に基づく場合等のほかは、上記使用目的を超えて使用することはありません。
- なお、センターの個人情報の保護に関する方針については、当センターホームページ「TASC について」に掲載しています。
- (5) 海外に渡航される助成研究者は、外務省海外安全ホームページ(<https://www.anzen.mofa.go.jp/>)等にて、渡航先に関する最新の海外安全情報をご確認ください。

Ⅱ 研究助成の応募手続

1. 実施スケジュール(申請・決定・通知)

- (1) 申請の期限は、2025 年 12 月 1 日(月)とします。郵送の場合は当日消印有効、電子メールの場合は当日必着とします。
- (2) 助成対象の決定は、2026 年 3 月の予定です。
- (3) 助成対象の決定後、助成対象者に研究助成決定通知書を送付します。
- (4) 助成期間は、2026 年 4 月 1 日(水) から 2027 年 3 月 31 日(水)までです。

2. 申請手続き

- (1) 申請者は、所定の申請書(様式 2, 3, 4)に必要事項を記入の上、郵送もしくは PDF ファイルにしたうえで電子メールに添付して提出してください。なお、大学院生の申請者は推薦書(様式 1)を併せて提出してください。
- (2) 申請書の提出先・問合せ先は以下のとおりです。
〒130-0003 東京都墨田区横川 1-16-3
公益財団法人たばこ総合研究センター 研究助成担当
TEL 03-6284-1515 (代表) FAX 03-6284-1516
E-mail: info☆tasc.or.jp (☆を@に変えてください。)
- (3) 所定の申請書以外の参考資料を送付されても、審査の対象とはなりません。

- (4) 申請書のフォーマットやページ数の変更があった場合、原則として申請を受理しませんので、ご注意ください。

3. 助成金交付手続き

- (1) 助成金の交付手続きは、次のとおりとします。

(ア) センターから助成研究者の所属機関に対して、所属機関所定様式による寄付金申込書の提出が必要な場合

i) 助成研究者が、センターからの研究助成決定通知書を受領後、所属機関所定様式による寄付金申込書をセンターへ送付

ii) センターが、当該寄付金申込書を助成研究者の所属機関宛に提出

iii) 所属機関がセンターへ寄付金受入の承認書類を送付および助成研究者がセンターへ研究助成受入確認書を提出

iv) 助成金交付

(イ) 助成研究者の所属機関所定様式による寄付金申込書の提出が不要な場合

助成研究者がセンターからの研究助成決定通知書を受領し、センターへ研究助成受入確認書を提出した後、助成金交付

- (2) 助成金は助成研究者が所属する日本国内の大学、研究機関等が管理する指定口座に振り込みます。